

平成30年度 障害者虐待防止法に基づく 対応状況等に関する調査結果について(概要版)

厚生労働省が実施した平成30年度における「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

【調査結果の全体像】

		平成30年度	平成29年度	平成28年度
養護者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	132件	146件	124件
	虐待判断件数	71件	72件	69件
	被虐待者数	71人	72人	69人
障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	59件	46件	49件
	虐待判断件数	28件	16件	5件
	被虐待者数	39人	16人	5人
使用者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	11件	14件	6件
	虐待判断件数			
	被虐待者数			

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、132件でした。

○市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は71件、被虐待者数は71人でした。

(2) 相談・通報者

○相談・通報者は、「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が50件(37.9%)と最も多く、次いで「本人による届出」が27件(20.5%)、「当該市町行政職員」が15件(11.4%)でした。

表1 相談・通報者(複数回答)

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員、施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計(突数)
		H30年度	件数	27	6	3	1	3	50	1	11	15	4	4	8
	割合	20.5%	4.5%	2.3%	0.8%	2.3%	37.9%	0.8%	8.3%	11.4%	3.0%	3.0%	6.1%	0.0%	-
H29年度	件数	22	5	1	5	1	62	0	2	28	8	4	14	1	146
	割合	15.1%	3.4%	0.7%	3.4%	0.7%	42.5%	0.0%	1.4%	19.2%	5.5%	2.7%	9.6%	0.7%	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数(H30:132件、H29:146件)に対するもの。

(3) 虐待の種別・種類

○虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が32件(45.1%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が22件(31.0%)、「経済的虐待」が18件(25.4%)、「放棄、放置」が11件(15.5%)でした。

表2 虐待の種別・類型(複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計(実数)
H30年度	件数	32	0	22	11	18	71
	割合	45.1%	0.0%	31.0%	15.5%	25.4%	-
H29年度	件数	37	2	36	13	15	72
	割合	51.4%	2.8%	50.0%	18.1%	20.8%	-

(注)割合は、虐待判断事例件数の総数(H30:71件、H29:72件)に対するもの。

(4) 虐待の深刻度

○各市町の判断では、「重度(生命・身体・生活に関する重大な危機)」に該当するのは17件(23.9%)でした。

表3 虐待の深刻度(各市町の判断によるもの)

		重度 生命・身体・生活に 関する重大な危険	中度 生命・身体・生活に 著しい影響	軽度 生命・身体・生活 への影響	合計
H30年度	件数	17	27	27	71
	割合	23.9%	38.0%	38.0%	100.0%
H29年度	件数	8	23	41	72
	割合	11.1%	31.9%	56.9%	100.0%

(注)割合は、虐待判断事例件数の総数(H30:71件、H29:72件)に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢・障害種別

○性別では、男性が18人(25.4%)、女性が53人(74.6%)でした。年齢では、「20~29歳」が23人(32.4%)と最も多く、次いで「50~59歳」が15人(21.1%)、「40~49歳」が14人(19.7%)、「~19歳」と「30~39歳」が7人(9.9%)でした。
○被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が43人(60.6%)と最も多く、次いで「精神障害」が21人(29.6%)、「身体障害」が9人(12.7%)でした。

表4 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
H30年度	人数	18	53	71
	割合	25.4%	74.6%	100.0%
H29年度	人数	27	45	72
	割合	37.5%	62.5%	100.0%

(注)割合は、被虐待者数の総数(H30:71人、H29:72人)に対するもの。

表5 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
H30年度	人数	7	23	7	14	15	3	2	0	71
	割合	9.9%	32.4%	9.9%	19.7%	21.1%	4.2%	2.8%	0.0%	100.0%
H29年度	人数	4	21	16	12	11	5	3	0	72
	割合	5.6%	29.2%	22.2%	16.7%	15.3%	6.9%	4.2%	0.0%	100.0%

(注)割合は、被虐待者数の総数(H30:71人、H29:72人)に対するもの。

表6 被虐待者の障害種別(複数回答)

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計(実数)
H30年度	人数	9	43	21	1	0	1	71
	割合	12.7%	60.6%	29.6%	1.4%	0.0%	1.4%	-
H29年度	人数	19	40	19	2	3	0	72
	割合	26.4%	55.6%	26.4%	2.8%	4.2%	0.0%	-

(注)割合は、被虐待者数の総数(H30:71人、H29:72人)に対するもの。

(6) 被虐待者から見た虐待者の続柄

○被虐待者から見た虐待者の続柄は、「母」が25人(33.8%)と最も多く、次いで「父」が18人(24.3%)、「兄弟姉妹」が13人(17.6%)、「夫」が8人(10.8%)でした。

表7 被虐待者から見た虐待者の続柄

		父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
H30年度	人数	18	25	8	1	1	2	0	0	13	0	1	5	0	74
	割合	24.3%	33.8%	10.8%	1.4%	1.4%	2.7%	0.0%	0.0%	17.6%	0.0%	1.4%	6.8%	0.0%	100.0%
H29年度	人数	23	21	14	1	5	1	2	0	11	0	0	3	1	82
	割合	28.0%	25.6%	17.1%	1.2%	6.1%	1.2%	2.4%	0.0%	13.4%	0.0%	0.0%	3.7%	1.2%	100.0%

(注)割合は、虐待者数の総数(H30:74人、H29:82人)に対するもの。

(7) 虐待への対応等

○市町が実施した虐待への対応策としては、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が17件(23.9%)で、そのうち「契約による障害福祉サービスの利用」が12件(70.6%)でした。

○一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は49件(69.0%)で、そのうち「養護者に対する助言・指導」が24件(49.0%)、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が18件(36.7%)でした。

表8 虐待への対応策としての分離の有無

	H30年度		H29年度	
	件数	割合	件数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	17	23.9%	23	31.9%
被虐待者と虐待者を分離していない事例(一度も分離していない事例)	49	69.0%	44	61.1%
現在対応について検討・調整中の事例	3	4.2%	0	0.0%
その他	2	2.8%	5	6.9%
合計	71	100.0%	72	100.0%

(注)割合は、虐待判断事例件数の総数(H30:71件、H29:72件)に対するもの。

表9 分離を行った事例における対応の内訳（複数回答）

	H30年度		H29年度	
	件数	割合	件数	割合
契約による障害福祉サービスの利用	12	70.6%	12	52.2%
身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	2	11.8%	2	8.7%
障害福祉サービスの利用または措置以外の方法による一時保護	1	5.9%	5	21.7%
医療機関への一時入院	2	11.8%	0	0.0%
その他	0	0.0%	4	17.4%
合計	17	100.0%	23	100.0%
(分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例)	2	11.8%	8	34.8%

(注)割合は、分離を行った事例件数の総数(H30:17件、H29:23件)に対するもの。

表10 分離を行っていない事例における対応の内訳（複数回答）

	H30年度		H29年度	
	件数	割合	件数	割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減のための事業に至った事例を除く)	24	49.0%	30	68.2%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	3	6.1%	0	0.0%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	10	20.4%	3	6.8%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	13	26.5%	13	29.5%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	2	4.1%	2	4.5%
再発防止のための定期的な見守りの実施	18	36.7%	20	45.5%
その他	3	6.1%	2	4.5%
合計(実数)	49	-	44	-

(注)割合は、分離していない事例件数の総数(H30:49件、H29:44件)に対するもの。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

- 県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、59件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された事例は、28件でした。

(2) 相談・通報者

- 相談・通報者(複数回答)の内訳は、「当該施設・事業所設置者・管理者」が12件(20.3%)と最も多く、次いで「相談支援専門員、他の施設・事業所の職員」が10件(16.9%)、「本人による届け出」が9件(15.3%)でした。

表11 相談・通報者(複数回答)

	本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	教職員	相談支援専門員、他の施設・事業所の職員	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所利用者	当該市町行政職員	警察	運営適正化委員会	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計(実数)
H30年度	9	7	1	0	1	10	8	2	12	1	0	0	1	0	1	4	3	59
	15.3%	11.9%	1.7%	0.0%	1.7%	16.9%	13.6%	3.4%	20.3%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	1.7%	6.8%	5.1%	-
H29年度	9	1	2	0	0	3	7	1	9	0	1	1	0	0	2	7	4	46
	19.6%	2.2%	4.3%	0.0%	0.0%	6.5%	15.2%	2.2%	19.6%	0.0%	2.2%	2.2%	0.0%	0.0%	4.3%	15.2%	8.7%	-

(注)割合は、相談・通報件数の総数(H30:59件、H29:46件)に対するもの。

(3) 施設・事業所の種別

○施設・事業所の種別は、「就労継続支援B型」、「共同生活援助」がそれぞれ5件(23.8%)、「障害者支援施設」、「放課後等デイサービス」がそれぞれ3件(14.3%)、「生活介護」、「短期入所」がそれぞれ2件(9.5%)でした。

表12 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	H30年度		H29年度	
	件数	割合	件数	割合
障害者支援施設	3	14.3%	3	18.8%
療養介護	0	0.0%	0	0.0%
生活介護	2	9.5%	5	31.3%
短期入所	2	9.5%	0	0.0%
就労移行支援	0	0.0%	2	12.5%
就労継続支援B型	5	23.8%	2	12.5%
共同生活援助	5	23.8%	3	18.8%
移動支援事業	1	4.8%	0	0.0%
放課後等デイサービス	3	14.3%	1	6.3%
合計	21	100.0%	16	100.0%

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数(H30:21件、H29:16件)に対するもの。

H30年度においては、同一施設での虐待で複数の被虐待者(支給決定市町が異なる)が存在したケースがあったため、虐待判断件数28件と異なる。

(4) 虐待の種別・類型

○虐待の種別・類型は、「心理的虐待」が14件(50.0%)と最も多く、次いで「身体的虐待」が7件(25.0%)でした。

表13 虐待の種別・類型(複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
H30年度	件数	7	3	14	4	5	28
	割合	25.0%	10.7%	50.0%	14.3%	17.9%	-
H29年度	件数	8	1	12	3	1	16
	割合	50.0%	6.3%	75.0%	18.8%	6.3%	-

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数(H30:28件、H29:16件)に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢・障害種別

○性別は、男性が21人(53.8%)、女性が18人(46.2%)でした。年齢では、「65歳以上」が11人(28.2%)と最も多く、次いで「20~29歳」と「40~49歳」が7人(17.9%)でした。障害種別では、「知的障害」が27人(69.2%)と最も多く、次いで「身体障害」と「精神障害」が8人(20.5%)でした。

表14 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
H30年度	人数	21	18	39
	割合	53.8%	46.2%	100.0%
H29年度	人数	9	7	16
	割合	56.3%	43.8%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者数の総数(H30:39人、H29:16人)に対するもの。

表 15 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
H30年度	人数	3	7	4	7	4	3	11	0	39
	割合	7.7%	17.9%	10.3%	17.9%	10.3%	7.7%	28.2%	0.0%	100.0%
H29年度	人数	1	5	3	2	4	0	1	0	16
	割合	6.3%	31.3%	18.8%	12.5%	25.0%	0.0%	6.3%	0.0%	100.0%

(注)割合は、被虐待者数の総数(H30:39人、H29:16人)に対するもの。

表 16 被虐待者の障害種別 (複数回答)

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計
H30年度	件数	8	27	8	0	0	0	39
	割合	20.5%	69.2%	20.5%	0.0%	0.0%	0.0%	-
H29年度	件数	8	9	1	2	3	0	16
	割合	50.0%	56.3%	6.3%	12.5%	18.8%	0.0%	-

(注)割合は、被虐待者数の総数(H30:39人、H29:16人)に対するもの。

(6) 虐待者の職種

○虐待者の職種は、「生活支援員」が9人(40.9%)、「サービス管理責任者」が4人(18.2%)、「設置者・経営者」、「就労支援員」、「世話人」および「指導員」がそれぞれ2人(9.1%)、「その他従事者」が1人(4.5%)でした。

表 17 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	H30年度		H29年度	
	人数	割合	人数	割合
設置者・経営者	2	9.1%	1	5.6%
サービス管理責任者	4	18.2%	1	5.6%
管理者	0	0.0%	3	16.7%
看護職員	0	0.0%	2	11.1%
生活支援員	9	40.9%	7	39.3%
就労支援員	2	9.1%	0	0.0%
世話人	2	9.1%	0	0.0%
指導員	2	9.1%	0	0.0%
その他従事者	1	4.5%	4	22.2%
合計	22	100.0%	18	100.0%

(注)割合は虐待をおこなった従事者等の総数(H30:22人、H29:18人)に対するもの。

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

- 虐待の事実が認められた事例 28 件への対応は、市町による「施設等に対する指導」が 16 件、「改善計画書提出依頼」が 11 件、「従事者への注意・指導」が 13 件でした。
- それ以外に、事業所指定権限を有する県または大津市が行った「一般指導」が 10 件、「報告徴収、出頭要請、立入検査」が 3 件でした。

表 18 市町による指導等（複数回答）

		H30年度	H29年度
市町による指導等	施設等に対する指導	16	7
	改善計画書提出依頼	11	1
	従事者への注意・指導	13	5
	その他	0	2

表 19 障害者総合支援法または児童福祉法の規定による権限の行使等

		H30年度	H29年度
障害者総合支援法 または児童福祉法 に基づく県および 大津市による 権限の行使	報告徴収、出頭要請、立入検査	3	1
	改善勧告	0	0
	公表	0	0
	改善命令	0	0
	指定の全部・一部停止	0	0
	指定取消	0	0
	一般指導	10	2

3 使用者による障害者虐待について

(1) 相談・通報受案件数

- 県内の 19 市町および県で受け付けた相談・通報件数は、11 件でした。
- 相談・通報者「本人による届け出」が 6 件 (54.5%) で最も多く、次いで「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が 2 件 (18.1%) でした。

表 20 相談・通報者（複数回答）

		本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	相談支援専門員、施設・事業所の職員	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者	成年後見人等	その他	不明	合計
H30年度	件数	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	1	0	11
	割合	54.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	9.1%	0.0%	-
H29年度	件数	2	0	0	0	2	4	0	0	0	3	0	1	2	0	14
	割合	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	21.4%	0.0%	7.1%	14.3%	0.0%	-

(注)割合は、相談・通報件数の総数(H30:11件、H29:14件)に対するもの。

4. 本県の特徴・取組等

(1) 本県の特徴

養護者による虐待および障害者福祉施設従事者等による虐待のいずれにおいても、相談・通報件数や虐待判断件数が、人口が同程度の他県と比較して多くなっています。

また、相談・通報者の内訳を見ると、養護者による虐待では「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が37.9%、障害者福祉施設従事者等による虐待では「当該施設・事業所設置者・管理者」と「当該施設・事業所職員」の合計が33.9%と高い割合を占めています。

このことから本県では、相談支援専門員、施設・事業所職員を中心に法の理解が深まり、虐待事案を潜在化させることなく、まずは相談・通報するという考え方が現場に浸透していると考えられます。

(2) 本県の取組

①障害者虐待に関する相談に応じるとともに、市町間の調整や情報収集・分析・提供など市町を後方支援する役割を担う「滋賀県障害者権利擁護センター」を設置・運営

②障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

・市町等新任職員説明会

[平成31年4月22日(44名参加)]

・市町職員・虐待防止センター職員向け障害者虐待防止・権利擁護研修会

[令和元年7月2日(26名参加)、8月29日(25名参加)]

・障害福祉サービス事業所従事者向け障害者虐待・権利擁護研修会

[令和元年11月6日(75名参加/北部会場)、12月16日(200名参加/南部会場)]

・障害福祉サービス事業者等集団指導の場での虐待防止研修

[令和2年3月開催予定]

③県民向けのパンフレットを作成し、市町や事業所など関係機関を通じた周知・啓発

本県では、今後も引き続き、県内における障害者虐待の状況を把握するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修や、障害者権利擁護センターでの相談や啓発を実施していきます。

また、障害者福祉施設従事者等による虐待事案については弁護士や社会福祉士など専門職種も加えた事例検証会議を定期的実施しています。事例の分析を通じて、虐待のあった施設への適切な指導・助言、相談員のスキルの向上や虐待防止に向けた取組等を充実させるとともに、障害者福祉施設や企業の従業者、県民等の障害者の権利擁護に関する意識の向上に努めていきます。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

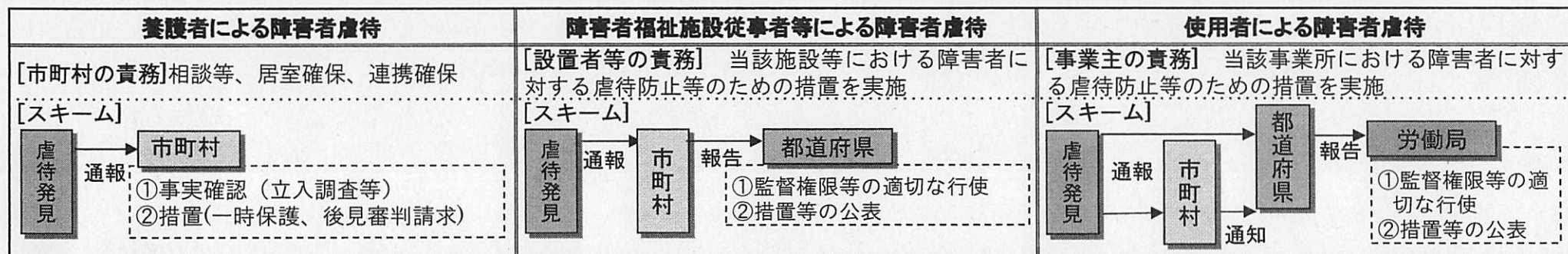
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。